

会議名称	平成30年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成30年12月26日(水) 14時00分から14時35分まで	
場所	杉並区役所 第5・6会議室(西棟6階)	
出席者	委員	長谷川会長、石川委員、井上委員、柴田委員、庄司委員、増本委員、三田委員、山崎委員、横山委員、井原委員、河津委員、小林委員、島田委員、新城委員、富田委員、佐藤委員、水町委員、渡邊委員
	実施機関	岡本区民生活部管理課長、出保課税課長、朝比奈産業振興センター次長、武田区民課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、高倉政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成30年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成30年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成30年度第3回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第14号	寄附に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承
報告第15号	寄附管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第16号	観光情報の提供に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第19号	観光情報の提供に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決定
諮問第20号	観光情報の提供に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第21号	観光情報提供事業者管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定



会長	<p>ただいまより平成 30 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、御都合により欠席される委員について事務局からお知らせ願います。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日、欠席の御連絡がありました委員は、阿部委員、鹿野委員、加藤委員の 3 名です。</p>
会長	<p>それでは議題に入ってまいります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行いまして、その後、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思います。</p> <p>まず、次第 2、資料 1 の平成 30 年度第 3 回の会議録について、事務局から修正・補足がありましたら御説明をお願いいたします。</p>
情報政策課長	<p>特段修正等ございません。</p>
会長	<p>委員の皆様で修正あるいは補足、御意見ございましたらお願いします。</p> <p>特にないようですので、平成 30 年度第 3 回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第 3 に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。まず情報・法務担当部長より、諮問文の読み上げをお願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・法務担当部長から諮問文をお受けいたしました。</p> <p>それでは、報告第 14 号、報告第 15 号と報告第 16 号、諮問第 19 号から諮問第 21 号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第 14 号・第 15 号 報告第 16 号、諮問第 19 号～第 21 号</p>	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明について質問のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>報告第 14 号及び第 15 号について確認したいと思います。2 ページ、提供する個人情報の項目で「性別」というものが入っているのですが、ふるさと納税で「性別」という項目が必要なのでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>これは寄附者が減税を受けるために、寄附を受けた自治体から居住自治体へ報告するための法定事項ですので、必要となります。</p>
委員	<p>それがもう法律で決められていることなのですか。了解いたしました。</p> <p>あとは、個人番号についてなのですが、実は私、マイナンバーカードも持っておりませんし、個人番号自体も自分で調べてもいないので分からないのです。そういった人や個人番号を扱いたくないという人はどうなるのですか。</p>
区民生活部管理課長	<p>これは、寄附をした方が寄附をした先に提出する書式の中に個人番号を記載する欄がございます。ワンストップ特例を利用したい方は、必要な書類を揃えて、申請していただくということになります。</p>
委員	<p>そうすると、マイナンバーカードを持っていないで、個人番号が分からない人は、この制度は受けられないということですか。</p>
区民生活部管理課長	<p>これは、私ども自治体から相手の自治体に送るものですので、まず申請があって、その後本人を特定してから個人番号を付与して送るという制度です。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
委員	<p>今の点ですけれども、ワンストップ特例を使わないで控除を受けたい場合で</p>

	<p>あっても、税務署に確定申告する際は基本的にはマイナンバーを書かないといけませんのですが、マイナンバー未記載でも税務署が受け付けることはありますので、それを行えばふるさと納税分の控除はマイナンバー反対派の方も受けられると思います。ただ、法律上、マイナンバーというのは全員に付いていますので、自分で分からない方も税務署では把握できることになっています。自分が書かないからマイナンバーを当局が使わないというわけではなくて、地方公共団体情報システム機構から税務署であるとか地方税当局はもらえますので、内部処理としてはマイナンバーを使われますけれども、自分がマイナンバーを使いたくないという方はワンストップ特例ではなく確定申告をするという手もなくはないかなと思います。税務署が受け付けるかどうかという問題はありますが、そういうことができるかなと思いました。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>基本的なことなのですが、そもそもこのeLTAxが使えるようになるのは、運用開始が来年の10月というようになっていたと思うのですが、この法改正によって、全ての自治体でeLTAxが利用できるようなシステムが準備をされて、全国でどこでも同じように電子申請ができるようになったというような解釈でよろしいのでしょうか。</p>
課税課長	<p>個人の申告というところですか。それはeLTAxを使ってできるようにインフラが整っております。</p>
委員	<p>情報の交換には、自治体と自治体との連携が必要なわけですね。その準備が全ての自治体で整ったという解釈でよろしいのでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>ワンストップ特例に関する総務省からの通知では、今現在100%ではないですが、数箇月前で90%以上になっておりまして、今、杉並区も含めて手続の準備中なので、もっと数字が高くなるのではないかと考えております。</p>
委員	<p>法改正もあって、現状がそうだとということで、着々と準備が進められているということは認識をいたしました。</p> <p>当初、このeLTAxのいわゆる管理運営主体の守秘義務の問題や法制化が必要だということも言われていたのですが、今回の税制改正や法律の改正が行われて、システムの準備が始まったというように私たちは認識をしているのでしょうか。個人情報がどのように守られていくのか、ということの基本的な認識に関わることだと考えましたので、その点を教えてください。</p>
区民生活部管理課長	<p>はい、LGWAN回線を使用しますので、個人情報のセキュリティは整っております。例えば杉並区から他の自治体に直接情報を取りに行くことはできません。必ず都道府県や国を経由し、自治体間でどのような情報をやり取りしているか管理するとなっております。</p>
委員	<p>このeLTAxを管理する運営主体が一般社団法人地方税電子化協議会という名称で、そこの守秘義務に課題があり、法整備が必要だということも当初言われていたのです。今回の税制改正に伴ってそこがしっかりと整えられて、今回の準備段階に入ったという解釈でいいのかということなのですが。</p>
区民生活部管理課長	はい、そのとおりです。
委員	<p>諮問第19号から第21号の観光情報の提供についてですが、民泊については、住環境にいろいろ影響を与える可能性があるということで、家主不在型の民泊</p>

	<p>というのは問題があるかなと考えています。今回、177 件の区内宿泊事業者数、10 月 31 日現在でありますけれども、このうち家主不在型は何件あるかというのは、区で把握はされているのでしょうか。</p>
産業振興センター次長	<p>数値としては持っているのですが、本日、直接の資料を持っておりません。今、数えておりますので少々お待ちいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい、わかりました。というのは、今回、情報提供するように作られたシステムの個人情報の取扱いについての諮問なのですが、民泊については、例えばごみの出し方で分別がされていないといったような話が議会でも取り上げられているわけで、そういった指導などについてもこのシステムを使って行えるものなのかどうなのか、そういう目的は持っているのかどうなのか、確認させてください。</p>
産業振興センター次長	<p>民泊は、この制度の立ち上げの際、杉並保健所の業務として登録しております。あくまでも私たちがやるのは観光情報の提供に限られます。</p>
委員	<p>ということは、そういう指導や、例えばこういうクレームがほかでありましたので皆さん気を付けてくださいといった注意喚起などは、別口でもうきちんと行われているという認識でよろしいのでしょうか。</p>
産業振興センター次長	<p>そちらにつきましては、杉並保健所が常日頃の管理監督ということでやらせていただいております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。ないようでしたら御意見を伺います。御意見のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>諮問第 19 号から第 21 号、観光情報の提供に関する業務についてですけれども、現在、杉並区は条例上、家主不在型というのは土日に限って許されているというようになっていると思います。この点については、住環境に大きな影響が発生するという部分で大変問題があると私たちは感じております。ただ、今回はシステムの個人情報の取扱いということなので、こちらについては諮問について賛成ということで意見を表明したいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>ちょっと伺いたいののですが、「観光情報の提供に関する業務」の個人情報登録票に社会活動等の情報として「役職」とあるのですが、この「役職」というのはどういう意味か教えていただけますか。</p>
会長	<p>質問は終わっているのですが、特別にお受けします。</p>
産業振興センター次長	<p>こちらの「役職」ですが、民泊の施行におきまして、先ほどほかの委員の質問でもございましたけれども、オーナーさんがもともと所在して民泊を営業している場合と、オーナーさんがそこにはお住まいにならず、管理会社にその管理運営を委託される場合の、大きく分けて 2 パターンございます。その際、法人営業であることもございますので、その民泊施設の実際の代表と申しますか、主たる管理者はどのような役職の方なのか、あとは民泊だけでなくホテル、旅館の場合もございますので、その際の役職も含めて私どものほうで把握させていただきたいということです。</p> <p>先ほどの質問の件数ですが、最新の情報をざっと数えたところ、民泊と呼ばれるものが 154 件でございました。そのうち家主不在型が 55 件、家主居住型が 99 件です。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>

<p>会長</p>	<p>ほかに御意見のある方は、特にないようですので、それでは報告第 14 号から第 16 号については了承ということにします。また、諮問第 19 号から諮問第 21 号については決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして諮問第 22 号、第 23 号についてです。こちらについては、第 1 回審議会で報告のあった「平成 30 年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画」に基づくものと認識しておりますが、補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>諮問第 22 号、第 23 号</p>	
<p>情報政策課長</p>	<p>諮問第 22 号、第 23 号ですが、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ評価実施結果の妥当性評価となります。</p> <p>8 ページを御覧ください。杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に基づきまして諮問するものです。まず、住民基本台帳ネットワークシステムにつきまして、区民課から御説明申し上げます。</p>
<p>区民課長</p>	<p>それでは、私からは、諮問第 22 号、住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について御説明いたします。資料 9 ページの別紙 1 を御覧ください。諮問を行う事項は、前回の審議会での実施について御承認いただいた住基ネット緊急時対応訓練の実施結果及び住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策の 2 点です。</p> <p>まず、「(1)住基ネット緊急時対応訓練」について御説明いたします。訓練内容は 2 の(1)①に記載のとおり、緊急時対応計画に基づき緊急時対応手順とそれに係る連絡体制の確認、緊急時対策会議構成員の役割確認、緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発の 3 点です。昨年同様、緊急時対策会議構成員向けと実際に住基ネットを使用している職員向けに内容を分けて実施しております。実施期間と対象者につきましては②に記載のとおりです。</p> <p>続いて、「(2)住基ネット職員アンケート」について御説明いたします。アンケートの設問につきましては①に記載のとおり、総務省発出の「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版」(略称：チェックリスト)の設問から抽出して作成し、部署や職責に応じて 5 種類のアンケートを実施してございます。アンケートの結果につきましては、各部署に対して振り返りを行うことで職員の業務意識の改善に役立てていきたいと考えております。実施期間は②に記載のとおりです。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>続きまして、情報政策課長から御説明申し上げます。情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ評価実施結果の妥当性評価についてです。</p> <p>10 ページを御覧ください。諮問を行う事項につきましては、記載のとおり、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果、情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策の 2 点になります。</p> <p>まず、「(1)情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練」についてです。「杉並区情報セキュリティインシデント対応計画(CSIRT 対応計画)」等に基づきまして、インシデントレベル 3 が発生した場合を想定して、職員の役割や連絡体制の確認を行いました。実施日は 11 月 14 日となります。住基ネットの緊急時対策会議構成員を対象とした訓練と同時で行いました。</p>

	<p>続いて、「(2) 情報提供ネットワークシステム職員アンケート」についてです。システムを使用する職員の理解度を把握する等の目的で実施しております。情報連携端末の利用状況に応じた設問を設け、11月6日から16日に実施いたしました。</p> <p>なお、諮問については昨年同様、来年1月15日開催予定の住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会にてその妥当性の評価を行っていただきたいと考えております。説明は以上です。</p>
会長	ただいまの御説明について御質問のある方はどうぞ。
委員	今回、特に細かい資料が出ていないというのは、部会でやるので、今回はこの紙2枚の報告だけということによろしいですね。
情報政策課長	そのとおりです。専門的に部会で審査いただいて、その結果を部会長から御報告いただいて、答申を頂くという流れになっております。
会長	ほかに御質問はございますか。
部会長	今の点で補足ですけれども、来年1月15日の部会はここにいらっしゃる委員の方は傍聴参加が可能ということになっております。この会に限らず常に傍聴可能ですので、前回か前々回か過去の審議会でも御報告しましたが、かなり細かな確認をしているために、ここで全部を報告するとこちらの時間が全くなってしまうという関係で、そういう構成になっております。もし、そちらに関して御参加いただけるようであれば是非御参加いただいて、詳細を御確認いただければと思います。
会長	今、部会長からの御説明がありましたように、これにつきましては細かくその適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において事前の確認を行い、その内容を次回、第5回審議会にて部会からの報告を受けて答申することとしたいと思います。部会の運営につきましては部会長に一任したいと思います。よろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、事務局は部会長との調整で、先ほど言われました1月15日の部会開催が決まっているということによろしいですね。よろしく願いいたします。</p> <p>本日、審議いたしました諮問事項につきまして答申をしまいたいと思います。事務局のほうで答申案文をお配りいたします。</p>
(答申案文の配布)	
委員	今の点なのですが、部会にこちらの諮問を預けますよということを我々は審議するのでしょうか。審議というか、賛成か反対かということを述べればよろしいのでしょうか。
会長	いや、細かくなるので、部会に諮問についての検討をお願いするということです。次回、部会長から検討内容について御報告いただいて、それに対して当審議会でも質問をしたり意見を述べたりということにしたいということです。
委員	それは会長の決定でそうしますというお話で、今日はそのお知らせへの了解ということによろしいのでしょうか。
会長	はい。

部会長	補足させていただきます。従来から次の審議会で報告をするのですが、その報告内容は次回やる部会の内容、概要を報告しているだけなので、やはり詳しく知りたいということであれば、むしろ部会に直接御参加いただいて、聞いていただくのがいいかと思います。
委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	それでは、事務局でもう一度部会の日時を皆さんにお知らせください。
情報政策課長	来年、平成 31 年 1 月 15 日火曜日午後 2 時から、会場は西棟 6 階の 5・6 会議室で行われる予定です。
会長	それでは、傍聴可能ということですので、是非とも御参加いただきたいと思います。 ただいま、事務局から答申案文が配布されました。この内容でよろしいかどうかについてお諮りします。いかがでしょうか。
(異議なし)	
会長	特に御意見もないということで、このとおり答申を決定させていただきます。それでは、答申文をお渡しいたします。
(答申文の受領)	
会長	事務局から何か連絡事項があればお願いします。
情報政策課長	本日確定いたしました平成 30 年度第 3 回審議会会議録をこれからお配りいたしますので、お受け取りください。 また、次回の審議会の日程です。次回の審議会ですが、平成 31 年 2 月 26 日火曜日午後 2 時からを予定してございます。場所は本日と同じ、西棟 6 階の 5・6 会議室です。どうぞよろしくお願いたします。
会長	以上で平成 30 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本年も皆様方の御協力により、無事審議会を終了することができましたことを心より御礼申し上げます。皆様、良いお年をお迎えくださいますようにお祈り申し上げます。どうもありがとうございました。